

平成27年度 事業計画



社会福祉法人足立邦栄会

特別養護老人ホーム さくら

<介護老人福祉施設・短期入所>

障害者支援施設 かえで

<施設入所支援・短期入所>

<生活介護>

デイサービスセンター さくら

<通所介護・認知症対応型通所介護・介護予防>

〒123-0862

東京都足立区皿沼2丁目8番8号

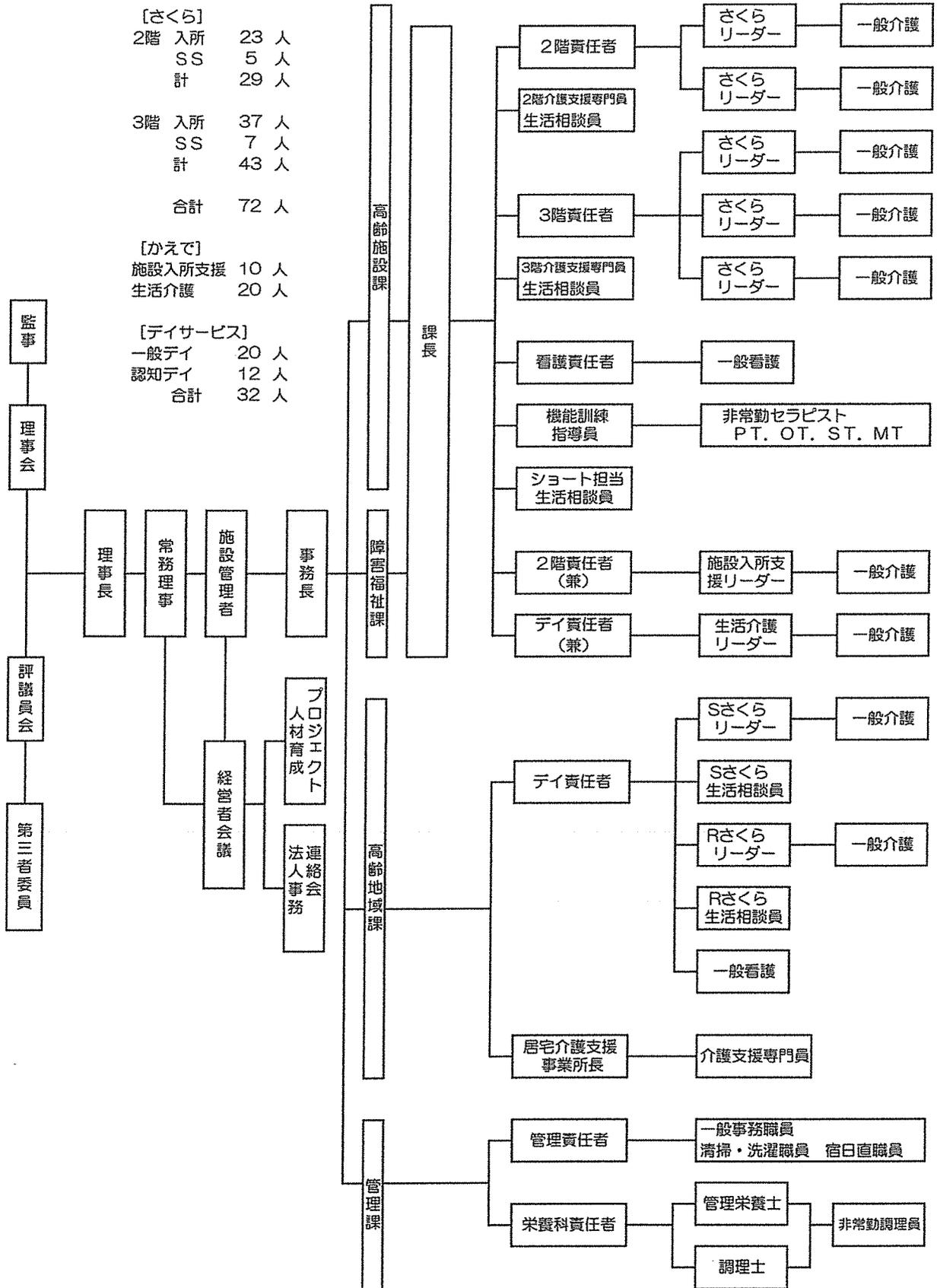
TEL 03-5691-7150

FAX 03-5691-8147

<http://www.houeikai.gr.jp>

info@sakura.houeikai.gr.jp

足立邦栄会組織図（法人本部・足立ブロック）

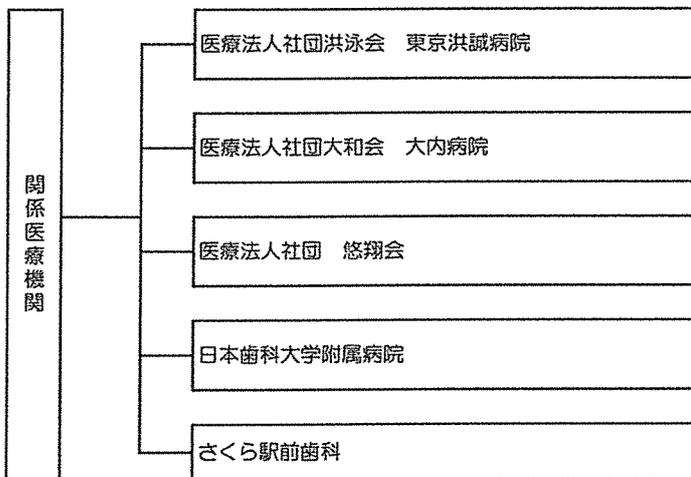
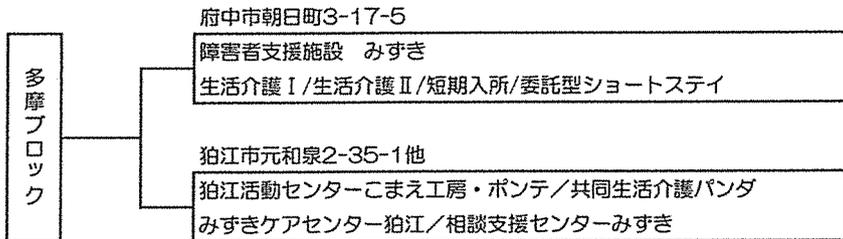
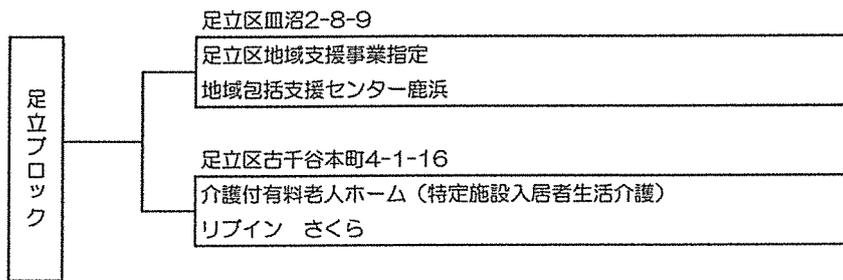


<会議構成（部門/部署）>

管理者会議	運営会議	マネジメント会議	フロア会議
			グループ会議
			生活介護会議
			看護ミーティング

<会議構成（委員会等）>

権利擁護委員会*	職場環境委員会（労働安全）*
感染対策委員会*	相談支援部会
褥瘡予防委員会*	SS委員会
事故防止委員会*	食事支援ミーティング
研修委員会*	総合支援委員会（食事・入浴・排泄）
	環境美化委員会（掲示・清掃・リネン）



〈はじめに〉

特別養護老人ホームさくら、障害者支援施設かえでは、敷地内に9事業所を有する法人本部のある基幹施設です。そのスケールメリットを生かし、安定した「サービス提供力」の蓄積、「安定した経営・運営体制」の構築をすることが、日常生活が困難な高齢者や障害者の需要に適切に応え、喜んで利用していただける事業所、選ばれる事業所となるために重要な課題となります。また、地域のセーフティネットとしての役割を果たすことが可能となります。

一方、社会福祉法人の運営する福祉施設の在り方が問われている現状を鑑みると、より一層質の高い専門性のある支援、より透明性のある運営が求められます。これらを実行していくために、職員が一丸となり、「全てはご利用者の幸せのために」、Heart to Heartを合言葉に「笑顔」でご利用者支援にあたります。また、職員は自ら学ぶ姿勢を基本とし、施設の担う社会的使命の実現に向け協力しあい、「全員経営」の視点を持って施設運営に取り組みます。

〈運営方針〉

私たちは、全ての人にこころのこもったサービスを提供します。

- 1 法令や法人規程を遵守（コンプライアンス）し、福祉サービス活動を実施します
- 2 利用者の個々の価値観や生活習慣に配慮し、個人の尊厳を大切にします
- 3 利用者の自己決定と選択を尊重し、利用者本位のサービスを提供します
- 4 プライバシーに配慮し、精神的負担がかからないサービスを提供します
- 5 地域で自分らしく自立した生活が送れるように支援するサービスを提供します
- 6 利用者の意図や希望を理解し、サービス計画を作成し、サービスを提供します
- 7 利用者が安心して生活ができるよう、リスクマネジメントを徹底します
- 8 第三者による施設サービスに対する適正な評価を行い、施設運営・施設サービスに反映させます

〈平成 27 年度重点課題〉

平成 27 年度重点課題は、1 の人材育成を基盤とし、ひとつひとつを丁寧にまた確実に積み重ねていく必要があります。そして、各部署がこれらを継続的に習慣化すること、専門性を持って連携していくこと、温かい気持ちを持って助け合っていくことが、質の高い支援を生み出し、安定した経営に繋がると思います。

1. 利用者の「人となり」を大切に、「有する能力に応じた支援」ができる人材の育成
サービスの質の向上には人材育成が欠かせません。人材育成プロジェクト（平成 26 年に法人全体のプロジェクトとして発足）の経過報告を軸に、施設の培ってきた特色を大切にしつつ、職員が一体となり利用者支援にあたることができる「共通軸」づくりをします。

- 1) 「共通軸」である法人理念、ミッションステートメント、施設運営方針の浸透を図ります。
- 2) 「研修基本計画指針」に基づく施設内研修の実施、計画的な外部研修の参加を奨励することで、スキルアップと自ら学ぶ力を育成します。また、会議、定期面接、日々の業務などを通し、意欲の維持・向上につながる関わりを実践します。

3) 計画的な職員採用、新規入職職員の育成

現在多くの施設で職員確保が難しくなり、今後更に厳しい状況となることが予想されます。計画的な職員採用、新規入職職員の育成を確実に実施するとともに、離職率を低下させる取り組みを実践します。

2. 利用者支援体制の標準化と平準化を図る

利用者支援体制において、限られた職員数で安心、安全にその方の自己決定のもと、その有する能力に応じた生活をしていただくためには、業務の標準化が必要です。人材育成を通し、支援体制のレベルアップを図ります。また、業務負担の偏りを精査し、平準化を図ります。

- 1) 日常生活に必要な基本的動作である、食事、入浴、排せつ、移動（ADL）などの支援と、買い物、外出、掃除、余暇活動（IADL）などの支援のバランスを検討します。
- 2) 法人事業所を含めた事業所間、部署間、他職種間の連携を強化し、チームとしての支援体制の強化を図ります。

3. 利用者支援の質を向上することで、地域他事業所との差異化を図る

利用者支援の質の向上は、安定した支援提供に繋がるとともに、利用者の尊厳を守り、安心して生活できることに繋がります。介護技術の向上は当然のこととして、利用者の「人となり」を支援できる視点に重点を置き、アセスメントから支援計画の作成、利用者の「有する能力」に応じた支援をすることに努めます。また、利用者支援の質の向上をする

- 1) 利用者の「有する能力」を見極めたサービス計画、個別支援計画を作成し、利用者の思いに寄り添う支援を目指します。
- 2) 事業所は地域包括ケアシステムの一員としての役割を自覚し、地域住民の社会資源のひとつとして機能することを目指します。
- 3) 地域の医療提供機関とのネットワークの整備を図り、入所施設及び在宅での「看取り支援体制」の確立に努めます。
- 4) 地域他事業所との差異化を図るために、利用しやすい環境を整備するとともに、新たなプログラム開発を目指します。

4. 安定した経営・運営体制を確立する

質の高い支援をするためには、安定した経営基盤が必要です。そのためには、目標の利用率を達成することが経営基盤の強化、地域の社会資源の活用につながり、喜んで利用していただいている事業所としての評価にもなります。また、社会福祉法人が運営する福祉施設が指摘されている課題にも引き続き取り組みを継続していきます。

- 1) 事業所の稼働率は 100%を原則としますが、入院、体調不良による欠席等を考慮し、以下の稼働率を目標とします。
 - 特養さくら 95% 短期入所さくら 100% 一般通所介護さくら 90%
 - 認知症対応さくら 90% 居宅介護支援 95%
 - 入所支援かえで 100% 短期入所かえで 90% 生活介護 100%
- 2) 稼働率の設定に合わせ、利用定員の見直しを行います。
- 3) 適切な予算管理に基づき、適正な人員配置、費用の支出など、資金計画に基づいた予算の執行を行います。また、経営分析能力を強化します。
- 4) 業務の効率化・省力化を進めることで、無駄や重複事項の削減を推進します。
- 5) 情報公開を積極的に行い、事業運営の透明性の確保に努めます。
- 6) 社会貢献事業を検討し、実施体制を確立します。

特別養護老人ホームさくら・障害者支援施設かえで

「笑顔で支援」

支援の原点は人であり、支援とは人が人を支える行為と考えます。支援を必要とする人、支援させていただく人、すべての人が常に笑顔で、互いに思いやりをもって過ごすことができるよう、3つの笑顔の実現を基本とします。

（ご入居者、ご利用者・ご家族の笑顔）

- ① 支援を必要とするすべての人の期待やご要望を的確に捉え、その人が満足する自立した生活の実現を目指します。

（職員の笑顔）

- ② 職員は、常に資質向上に努め、思いやりとチームワークを持って、自分が利用したい環境になることを目指します。

（地域の笑顔）

- ③ 地域の福祉拠点として情報を発信し、ふれあいを大切にしなが地域への参加・受入れを行い、地域福祉の発展に貢献します。

笑顔がもつ、やさしさ、明るさ、温かさがサービス内容を向上させます。技術や理論、経験も大切ですが、笑顔で日常の支援業務ができる職員がこれからのサービス競合下の施設でもっとも必要になってきます。建物、設備面の老朽化というマイナス面を、経験と技術でカバーできるとしても限られています。それらのマイナスをプラスに転化する第一歩として、福祉の原点に戻り笑顔で心と心が通じ合う支援を行っていきます。

また、介護保険法の原点でもある、ご入居者、ご利用者の「自己決定の尊重」「有する能力、機能の活用」「生活の継続性と維持」できるよう支援していきます。さらに、職員自ら意識を高め、知識・技術・感性（気づき、配慮）の向上を目指します。

ご入居者、ご利用者の「居場所づくり」に、職員自身が「自分だったら・・・」を常に考え、「くつろげる場」「いつまでも居たい場」の生活空間を見直し、その人がその人らしく生活ができ共に暮らして行かれるように支援を工夫していきます。

① 具体的なプロジェクト

- 多少の時間を要しても、できない所のお手伝いをすることで、ご自分で行える喜びや達成感を味わって頂き、次への意欲に繋げられるようにする。「できない」から、「できる」へ視点を変え、また、生活行為を介護から支援にかえていきます。
- 本人のニーズを再度アセスメントし、本来の生活環境に近い生活を送ることができるようにします。職員が「もし自分の部屋だったら」「もし自分の家だったら」と常に考え、生活感を醸しだし、生活に彩りを添える空間づくりをしていきます。また、個性を表現できる環境を整え発揮されるように工夫します。
- 日常生活において役割が持てることを見出し、生きがいや楽しみの時間を持てるように支援します。
月1回、各フロアでご入居者懇談会を行い、直接的なご意見を頂き日課活動、余暇活動、クラブ活動、地域交流などを充実していきます。毎日の余暇活動は任意参加ですが活動を通し交流、運動、気分転換を目的とします。
- 入居者の安全・安心のために、日々転倒・転落、誤嚥等事故等さまざまなリスクを回避するための対応を強めるがあまり、行動の制限とならないように適切な支援を行います。また、言葉による抑制なども会議、委員会、研修を通じ、振り返りを行います。
- ご家族、ご本人の希望を受けて看取り支援を実施していきます。ご本人が最期まで、人間としての尊厳を保ちつつ、その人らしい人生を全うできるよう穏やかで安心したケアを提供します。また、看取り支援を実施するにあたり大切な方とお別れを、ご家族の気持ちに寄り添い共に考えながらお手伝いしていきます。

《3階 高齢施設課》

◎生活される皆様が楽しさと、明るく活気のあるフロア作り

26年度は日課での余暇活動の充実を目標に取り組んできました。余暇活動を日課とする事は定着してきており、楽しんで頂ける機会を増やす事が出来ました。しかし、近隣への外出や個別活動に対し課題が残り、27年度も、より一層「ご入居者が心から楽しいと思えるフロア作り」を目標に掲げ取り組んでいきます。

①レクリエーション活動の充実

日課での余暇活動において、活動カレンダーを作成し活動内容が分かり易く、楽しみとして頂くため工夫して作成します。

また、ご入居者のご意見を直接お聞きする窓口として月1回「富士山の見える3F食堂の会」（入居者懇談会）を開催し皆様より頂いた貴重なご意見を活動内容へ反映出来るよう検討します。

②個別活動

担当職員と協力しながらご入居者が望む活動を検討し実施してまいります。内容として26年度数回のみ実施した外出する機会を増やし、外気に触れることで四季感を実感して頂き気分転換ができる活動を提供します。

《2階 高齢施設課・障害福祉課》

◎食事を安全に楽しく召し上がる

ご入居者の普段の様子を伺っていると三大介護と言われる「食事」「入浴」「排泄」の中で「食事」に関して、「楽しみとしての想い」や「生活の質」を保つ上で非常に大きな役割を果たしていると肌で感じる事が多くあります。食に関する支援を引き続き27年度のフロア目標としました。様々な身体状況の方がいる中で食事に楽しみを持って頂ける様に安全に配慮し、個々に合った食事形態を提供してまいります。安全を確保した上で楽しみの部分にも目を向け、食べる楽しみだけでなく選ぶ楽しみも提供してまいります。また、栄養科や看護科などの専門職とも連携し安全に楽しい「食」の提供を目指します。

①食事を安全に食べる

- i 職員研修を開催し食事摂取に関する知識を深めます。
 - ・グループミーティングを活用し知識・技術を獲得します。
 - ・食事摂取の仕組みを理解し安全な食事介助に活かします。
- ii 「嚥下内視鏡検査」を活用し嚥下機能を適切に把握し、誤嚥の防止や嚥下能力に合った食事形態の提供を行います。

②食事を楽しく食べる

- i お楽しみ昼食会を開催します。
- ii 「入居者みんなの話し合い」を活用し食に関する要望を聞き取り支援に繋げていきます。

《相談支援・施設介護支援》

①相談支援（入居・ショートステイ）

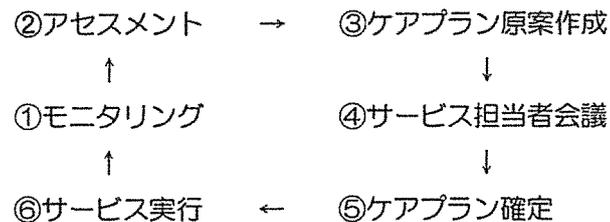
- ア. 施設生活の中でお困りのことや、相談ごとが挙がった際は、総合的かつ包括的に他部署と協力してより良い支援が行えるよう努めます。
- イ. 個々の人柄および医療面や生活面を把握し、集団生活の中でもその人らしさを尊重できるように、他部署と共有するよう努めます。
- ウ. 外部との調整、内部との調整を円滑に行い、ご入居者により良い支援を行えるよう努めます。
- エ. 介護請求や病院や福祉事務所などとの調整や、ご家族との相談や報告、認定証等の確認を的確に行い、ご入居者やご家族に安心していただけるよう努めていきます。
- オ. 介護保険法改正による加算の選定や見直しを行い、その算定基準を満たすことで、施設全体の支援体制の充実を図り、地域で信頼される施設を目指します。
- カ. 地域包括ケアシステムの一端を担うため、介護を必要としている、より多くの地域の方々に支援提供できるように、空床ベッドの活用に努めます。

②施設介護支援

相談員業務の中核は相談業務と連絡調整、すなわちケアマネジメントです。現場に直接足を運びご入居者と関わる機会を意識して持つことで、その時その時のご入居者および支援の様子把握に努め、より良い支援展開ができるように努力します。具体的には、以下について質の高さを追求します。

- ア. 正確で適切な情報の取り扱い
- イ. 的確で的を射た状況の見立て（アセスメント）
- ウ. 他職種や他機関の状況を踏まえたバランスのよい支援方針決めと実践（プランニング、他職種との協働、連絡調整）
- エ. ポイントを押さえた日頃の状況把握（モニタリング）
- オ. その他

ケアマネジメントの流れは以下の通りです。



介護職員が行った①モニタリングをもとに、介護支援専門員が②アセスメントを掘り出し、一緒に③ケアプランの原案を作成します。その原案を④サービス担当者会議で話し合い、⑤確定させます。その後⑥サービス実行したことに対して①モニタリングを行い、①～⑥の流れを繰り返し行うことで、ケアの連続性を生み出します。新しく入居された方は②から始まります。

《相談支援部会》

特養、短期入所、通所介護の相談員が全員集まり相談支援部会を行います。

ソーシャルワーク機能向上を目指すことや部署間の連携を保つために議案の検討を行います。

ソーシャルワーカー（相談員）として、施設入居者、居宅サービス利用者の自立支援、自立生活を営むことができるように、各種福祉サービスとの連携を図っていきます。また、施設支援を充実させるために、専門職との調整を図り、安全で安心できる生活が実現できるよう支援していきます。

具体的な取り組み

①相談支援の質の向上

他部署の面接契約の同行や困難事例や特殊案件への事例検討を行い、お互いを知ること、相談支援技術の向上を目指し、お互いのスキルアップにつなげます。

②経営の安定

各部署の利用率目標値が達成できるよう、お互いに毎月把握し、より良い運営が出来るような方針を組み立てます。また、地域が抱えている福祉ニーズを把握し、地域包括ケアシステムの一部を担います。

《看護科》

①健康管理

- ・ご入居者の皆様によりよい医療、支援が提供できるよう、施設における医療体制の充実に努めていきます。日常生活の中で、健康の観察を行い、日々の小さな変化を見落とさず、早期に異常を発見し、医療の必要性を的確に判断することによって、早期治療が行えるように支援します。
- ・慢性疾患の日常管理について、ご入居者ごとの多種類の病気やそれに伴う機能障害、認知症、精神障害などに対して、生活上の助言と適切な観察を行います。様々な視点から各人の病態に応じたきめ細かな健康管理、生活管理を行っていきます。
- ・協力病院と積極的にチームを組んで医療のネットワークを確立していきます。入院期間を最小限に減らし、施設の中でもある程度の慢性疾患管理を行い、ご入居者が生活の場で有する能力に応じた「自立した生活」が維持できるよう健康面での支援を行っていきます。
- ・継続的に治療が必要なご入居者に対しては、治療方針や病気のコントロールについて、医師を交えて話し合う機会を持ち、納得した治療継続ができる支援を行っていきます。
- ・職員の健康管理、感染対策の助言、アドバイスをを行い、健康で、継続的に就業できる支援を行っていきます。
- ・ショートステイご利用者は、ご家族と連携をとり、安心してショートステイをご利用できるように支援を行っていきます。また、緊急時には、ご家族、主治医と連携し、スムーズな対応が行えるように支援を行っていきます。

②健康診断

- ・さくら（高齢者）は年一回、かえで（障害者）は年二回の定期健康診断を実施します。また、栄養スクリーニングにおける採血（低栄養予防と栄養状態把握のため）を行います。
- ・健康診断の結果は嘱託医師及び看護職員が確認し、異常の早期発見に努めていきます。

③協力医療機関との連携・調整

医療のバックアップ体制、嘱託医師の配置について

東京洪誠病院／第二洪誠病院（医療法人社団洪泳会）/医療法人社団悠翔会

- ・一週間に一回の嘱託医師による内科の往診を受けます。ご入居者の体調について報告し、効果的な治療が受けられるように支援します。必要時、ご希望時に病院受診し精密検査、入院治療をすることができます。
- ・内科以外の疾病については、嘱託医師より専門医師を紹介していただき治療できるように支援します。

- ・協力医療機関ベッド満床時は、医師の指示のもと、看護職員が施設にて対応していきます。

大内病院/精神科専門医（医療法人社団大和会）

- ・認知症に伴う器質的変化や中核症状（記憶障害、見当識障害、実行機能障害など）、周辺症状（幻覚、夜間せん妄、不眠など）に対し、二週間に一回囑託医師の往診を受けます。
- ・認知症だけでなく、広く精神科全般の対応が可能です。

その他の往診

- ・さくら駅前歯科（1 週間 1 回）
- ・日本歯科大学（月 1 回）

④医療ケア研修

- ・介護職員へ医療ケア研修を実施し、看護、介護の連携を図ります。
- ・研修は入職時及び、定期的に確認研修を実施します。
 - i 介護職員等の喀痰吸引等研修(社会福祉士及び介護福祉士法施行規則別表第 3 号研修)
 - ii バイタル測定（体温、脈拍、血圧、呼吸、酸素飽和度、意識）
 - iii 感染対策（インフルエンザ、ノロウイルス、結核、血液、疥癬）
 - iv 褥瘡予防（体位交換、ポジショニング、スキンケア）
 - vi 食事支援（VE 検査、ミールラウンド）

⑤看取り支援（看取りに関する指針より抜粋）

- ・ご入居者が医師の診断のもと、回復不能な状態に陥った時、最期の場所及び治療等について本人の意思、ならびにご家族の意向を最大限に尊重します。
- ・さくらにおいて看取り支援を希望されるご入居者、ご家族の支援を最期の時点まで継続します。
- ・看取り支援実施中にやむを得ず病院や在宅等に搬送するご入居者においても、搬送先の病院等への引継ぎや、断続的にご入居者、ご家族への支援を行います。

《機能訓練科》

26年度は機能訓練指導員を中心としながら、ご入居者の身体機能における問題点に対し、状況とニーズを考慮し各セラピスト、他職種と協働して、ご入居者の身体状況に合わせた機能訓練を実施してきました。

27年度も各部署からの依頼による問題点を各セラピスト・介護職員・生活相談員・看護職員・管理栄養士と協働し一緒に考えていきます。

高齢者は、日常では使わない、または頻度の少ない能力をそのまま安静にすることにより、身体機能の低下を引き起こします。これが「廃用症候群」です。現在の生活動作を維持するためには、現状の能力を適切に使う場面を多く設ける事で、少ない能力を保ち、向上させることができます。高齢者の残されている「機能・能力の現状維持・向上」を目標にリハビリテーションを実施していきます。

理学療法士

定期的な身体機能・ADLの評価を行い、居室担当、リーダーと協議しながら生活動作に伴うリスク管理を行います。それにより、日常生活で起こり得る二次障害の発生や事故の予防に貢献します。また、動作や運動による問題発生時には、その原因を他部署の職員とともに検索し、再発予防に努めます。機能維持だけでなく、ご入居者やご家族の希望を取り入れながら、健康増進に寄与する活動を行います。

作業療法士

身体機能の評価のみならず、認知機能の問題も勘案し日常生活に則した全般的な評価・アプローチをします。

言語聴覚士

美味しく安全に食事をしていただく為に、日々のご入居者の食事状況、嚥下状態、食事介助、食事形態、栄養面等を介護職員・管理栄養士・看護職員と協働し（ミールラウンド）評価を行います。必要に応じ、VE検査（嚥下内視鏡検査）等、専門医の診断を仰ぎながらご入居者の嚥下状態を精査し対応を検討します。

音楽療法士

音楽活動を通じて心身の回復、身体機能の運動や維持、改善を目指します。また、長期記憶や回想への刺激、認知力の向上など認知症へのアプローチを行います。

《栄養科》

26年度も『刻み食』の代わりとして、食べ易く安全であり、見た目も良い食事として『ソフト食』の提供をしてきました。主に肉や魚料理を中心に、ソフト食として提供できるメニューを増やしていきました。27年度も継続して言語聴覚士、調理師等と共に試作と検討をし、刻み食からソフト食へ変更していかれるメニューを増やしていきます。

また、ご入居者の食事に対する意見や要望を直接聞く事で、今後の献立などに反映していきます。

27年度もご入居者の細かな状態の変化に注意し、ミールラウンドやVE検査、言語聴覚士による嚥下状態の評価に基づいて食事提供内容の検討を行っていきます。状態の変化に合わせ、ご入居者それぞれの嚥下機能にあった食事の提供が出来るようにしていきます。

1. 栄養ケア

- ・ご入居者個人のデータの収集と栄養状態の把握をします。
- ・個人の要望と嗜好を出来る限り考慮し、より満足いただける食事の提供をします。
- ・個人の栄養状態と摂食嚥下機能に合わせた食事の検討と提供をします。

2. 食事支援ミーティングの実施（1回/月）

- ・管理栄養士、調理師、介護職員、看護職員、言語聴覚士、管理課職員等で構成し、より良い食事の提供が出来るように話し合いの場を設け、意見交換や食事に関わる連絡調整を行います。
- ・介護職員も盛り付けを行う為、衛生管理、安全管理の徹底と、食中毒予防のための知識の普及、マニュアルの配布等を行います。
- ・厨房職員と介護職員が協力し合える体制作りを目指します。
- ・言語聴覚士の指導の下、より良い食事形態の検討をします。

3. 厨房職員の意識、意欲の向上

- ・厨房職員と介護職員が協力し合い、スムーズに盛り付けからご入居者・ご利用者へ配膳が行われるように、ご入居者・ご利用者各個人への対応意識の向上を図ります。
- ・作業効率の向上を図り、安全でより良い食事の提供ができるように検討していきます。

4. 調理技術の向上、作業の効率化

- ・厨房責任者、栄養士を中心に、厨房職員の技術の向上を図ります。
- ・新調理システムを生かし、作業の効率化を図ります。
- ・効率的に配食を行う為の、勤務体制作りをします。
- ・変化のある様々な料理に取り組みます。

5. 選択食・特別食・代替食の提供

- ・選択食の実施により、食事への楽しみや喜びを感じていただきます。
- ・疾病により食事制限があるご入居者・ご利用者に、医師からの食事箋を基に食事を提供します。
- ・ご入居者・ご利用者各個人の食事摂取状態、嚥下状態に合わせた食事形態で提供します。

6. 行事食の実施

- ・季節ごと旬の食材を使用し、季節感を出します。
- ・行事にあった食事の提供を行います。

年間行事および季節食	
4月	お花見
5月	端午の節句
6月	入梅
7月	七夕/土用の丑の日
8月	バーベキュー/納涼祭
9月	敬老会
10月	紅葉狩り
11月	運動会
12月	冬至/クリスマス会/餅つき/ 忘年会/大晦日
1月	正月/七草/鏡開き/新年会
2月	節分
3月	桃の節句

7. 衛生管理・安全管理の徹底

- ・厨房内・倉庫の食品衛生管理を徹底します。
- ・厨房内の衛生管理を徹底します。
- ・専門業者による厨房内の付着細菌検査（月1回）・清掃（年4回）を実施します。
- ・職員の定期検便検査（11月～4月は月1回、5月～10月は月2回）を実施します。

《管理課》

1. 人事・労務管理について

利用者サービスの提供者たる施設職員が安心して働ける職場、また働きやすい職場の確保に努めます。人材育成、福利厚生、研修等にも重点を置き、安定した雇用の確保を目指します。

①人事

- ・施設種別ごと、国又は都の示す配置基準を下回ることなくサービスの安定に努めます。
- ・施設職員と管理職は定期的に面談を行い、意思疎通を図りながら、安定したサービス提供を実施します。
- ・職員の配置換えや担当の変更が生じた際は家族懇談会等を通し、利用者もしくはご家族にお知らせいたします。

②安全衛生

- ・職員の定期健康診断を年1回、また夜間勤務を伴う職員については年2回実施します。それに基づき適切な指導助言を行い、健康保持増進を図ります。
- ・労働災害またはそれに順ずる事由が発生した場合、速やかに検討する場を設け、再発防止の措置を講じます。
- ・衛生委員会を毎月開催し、職場における労働者の安全と健康を確保するとともに、快適な職場環境の形成を目指します。また、労働者の心の健康の保持増進のための指針に基づき「メンタルヘルスケア対策」に取り組めるよう努めます。

③人材育成・研修

- ・職員個々と施設長及び管理職による面接を年間2回行い、年間の目標と成果の検証をし、個々のスキルアップを目指します。
- ・各種関係団体の主催する外部研修に積極的に職員を派遣し、その内容により施設担当職員に内部研修等により還元していきます。
- ・委員会等で問題提起された事柄は必要に応じて、施設内研修として施設職員の資質向上を目指します。
- ・職員からの研修等の希望があった場合は、勤務を配慮し、また研修費補助制度により研修費の助成を行い、積極的に支援します。

2. 施設・設備管理

施設・設備の維持管理を適正に行い、建物や設備の性能維持と機能確保に努め、快適な生活の確保、利用者サービスの質の向上と施設運営にかかる費用の効率化に繋がります。

①維持管理の実施

- ・建物管理の年次計画に基づき、専門業者委託による定期点検整備を実施します。
- ・職員による巡回点検と可能な限りの修繕を行います。

②環境衛生

- ・日常清掃の徹底を行い、施設内及び周辺の清潔保持に努めます。

- ・衛生に関する十分な職員教育を行い、予防のための習慣をつけられるよう働きかけを行います。
- ・環境美化委員会からの問題提起や提案は、共に協議し、改善していきます。

3. 防火・防災管理

消防計画に基づき、防火管理者を中心とした防火管理体制を敷き、防火・防災に備えます。

- ・毎日の日常点検及び季節毎の定期自主点検を行い、防火予防を徹底します。
- ・年2回、総合防火訓練を実施します。
- ・救急救命講習の受講を推進して、職員のスキルアップをはかります。
- ・毎年行われる自衛消防訓練審査会に出場し、防火スキルを確認します。
- ・高齢者防火防災連絡協議会に参加し、西新井地区高齢者施設および消防署との連携を密にとり有事の際の利用者の安全の確保を円滑にします。
- ・西新井防火管理研究会に参加し、最新の防火管理知識の取得に努めます。

4. 会計

- ・事業計画と予算に基づき、適正かつ公正な会計処理を行い、法人及び施設運営の安定に努めます。
- ・外部への透明性確保を念頭に置き、年度決算を広報誌、ホームページに開示し、また随時閲覧を出来るように配慮します。

5. 広報活動

施設内外での活動報告、業務報告、問題提唱など多岐にわたる情報を広報誌やホームページを通じて、情報発信していきます。

- ・ホームページをリニューアルし、随時情報更新もしていきます。

6. ボランティア

地域福祉の拠点として、積極的にボランティア活動の受入れと支援を行います。また地域社会とのつながりを深め、地域住民の理解を得ることに努めます。

- ・ボランティア活動希望者には、事前に活動に関する説明と承諾の機会を設けます。
- ・ボランティア受入れにより、ご利用者の生活の質の向上につなげます。
- ・活動を通じ、介護看護技術を伝え、地域に専門的技術や知識を還元します。
- ・施設外の人々の新鮮な眼にさらされることで、仕事見直しの契機にします。

7. 福祉教育

社会教育と地域交流の一環として、また専門資格取得の実習地として施設を積極的に提供いたします。

- ・大学、専門学校及び専門資格取得機関の実習地として、施設を提供します。

- ・近隣幼稚園等、小学校の福祉教育や中学校、高校の職業訓練を積極的に受け入れ、児童や生徒がご利用者を通じて、学び、感じ取ってもらえる環境を提供します。
- ・小中高生の研究制作や研究課題の場として、施設を提供します。

8. 職場研修

職員個々が足立邦栄会の一員として、社会人、組織人、職業人として、目的意識を持ち、自己を高めようとする姿勢を「職場研修実施要綱」に基づき、支援します。

9. 相談・苦情の対応

ご入居者・ご利用者の権利擁護と生活レベル向上のため、苦情の対応はもちろん、苦情に上がる前段階の発見に努め、速やかに協議、改善していきます。

- ・職員が提供するサービス内容の苦情や意見を聞く窓口を設け、これに適正かつ迅速な対応を行うために第三者を入れた苦情処理委員会を設置します。
- ・苦情に対する対応、解決、改善までの議事録は当事者の了解を得たうえで情報公開をします。
- ・苦情箱の設置（エレベーター前公衆電話横）及び苦情処理担当職員を設置し、苦情に対する迅速な対応と適切な解決に取り組みます。

《総合支援委員会》

排泄担当

皮膚トラブルの防止、ご入居者への不快感の軽減を目的とし新規パットの導入を検討します。個別の時間帯に合わせたパットの選定、排泄パターンを把握して、個別に合わせた時間で誘導、交換を行います。

排泄支援時はプライベートカーテン、ドアを閉めることでプライバシーに配慮した支援を行います。また、排泄支援前にご入居者にお手洗いに行くかの確認を行い、職員主導にならない様に声掛けを行います。

入浴担当

浴室での転倒は大事故に繋がる為、歩行時の付き添いや滑りやすい事への認識をミーティングなどで各職員に周知します。対応をフロア間で話し合い、事故を起こさない様にしていきます。入浴を清潔保持、楽しむ場と意識し、湯加減や季節湯等の声掛けを行い、マンツーマンで関わり、コミュニケーションを取りながら入浴する楽しみを提供します。

余暇担当

声のあるフロア、活気あるフロアを目指して行きます。

さくら話し合いの中でご入居者の意見を聞き日々のレクリエーションに取り入れ、レクカレンダーを掲示します。

ご入居者の毎日の楽しみになって頂けるように各職員が余暇担当と連携、話し合いを行い余暇活動の向上を目指します。

リハビリ担当

個別リハビリを充実します。

機能訓練科、居室担当と連携を取りご入居者の個別リハビリを実施します。また、日々の機能訓練を把握します。集団リハビリでは楽しみながらできる運動を検討します。

食事担当

安全で楽しみのある食事を提供します。

食事支援ミーティングを通じて専門職の助言の下、食事内容の工夫、アドバイスを行っていきます。

お楽しみ食事を定期的に企画します。普段の食事でも季節に合った食材の話をし、食事内容を伝えることでコミュニケーションを取りながら楽しい食事を提供します。

《環境美化委員会》

①全体

- ・清掃担当・掲示担当・リネン担当に分かれご入居者の間接的に関わる支援について、検討・発案をします。
- ・各担当共通の取り組み内容として、
 - ①車椅子の清掃・パンク修理・点検・点検結果の報告を行います。
 - ②衣替えの時期を5月と10月に決めるのではなく、その気候に合った衣類選びをその都度居室担当が行えるようにします。
 - ③持ち主の判らない衣類の把握とそれが増えない様にします。
 - ④節電・節水・節ガスに努めます。
 - ⑤消防設備に障害物などが無いか安全確認を毎月行います。

②目標達成のための具体的な取り組み、行動内容

清掃担当

- ・共用部・プライベートスペース等の掃除が行き届いているか清掃担当が中心となって取り組み、掃除計画表を元に確認していきます。
- ・毎月の掃除場所が分かる様にワーカー室内に掲示します。
- ・年1回の大掃除等を管理します。
- ・感染対策委員会と協同し感染症ピーク期前に複数名触れる箇所は消毒による清掃を行います。
- ・汚れていたら適宜清掃が出来るよう配慮ある支援を促します。

掲示担当

- ・その月での行事などにちなんだ装飾を行い、室内に居ながらも季節を感じられる様に工夫し明るく清潔なフロア環境を目指します。
- ・ベランダのプランター整備を行い、季節に合わせた花等を植え、いつでも鑑賞できる環境を作っていきます。
- ・フロア内及びスタッフルームの掲示物を確認し整理します。

リネン担当

- ・リネン庫整備・廊下のリネン類補充・静養室のリネン交換等リネンの管理をしていきます。
- ・ショートステイのリネン管理を清掃職員と協力し実施します。
- ・リネン交換準備日のフロア内職員へ呼び掛けを行い、リネン交換がスムーズに実施出来る様にします。
- ・汚れていたら適宜交換できるように配慮ある支援を促します。

《感染対策委員会》

ご入居者の健康と安全の為、感染症発症及び、蔓延予防の為に必要な措置を講じる事を目的に「感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための指針」「感染症・予防マニュアル」に則り迅速対応を行って行きます。27年度は「感染症を持ち込まない」「感染症を起こさない」ことをスローガンに「予防、自己防衛」の観点で取り組みを行っていきます。その基本となるのが全職員統一した手洗い、うがい、換気の言行と標準予防策の意識です（スタンダードプリコーション）。

定期研修、入職時研修として指針、マニュアルを研修に加え、インフルエンザ対応、嘔吐処理対応は参加型研修を実施し統一した対応を行います。

また、上下半期に支援職員対象に「感染症チェックリスト」を用いて感染症に関する意識調査を行い、課題を明確として各種会議、研修へ反映して行きます。

《褥瘡予防委員会》 ※マネジメント会議内で実施

全職員が連携して、褥瘡のリスクを軽減するよう支援します。

施設にご入居、施設を利用される方の中には、身体状況によって褥瘡（床ずれ）の起こりやすい状況になる方がいらっしゃいます。いったん褥瘡が出来てしまうと、治癒するまでに時間がかかります。つくらないような予防をし、リスクを減らす事が大切になります。そのようなケアをしていく為に、褥瘡予防委員会があります。具体的には、①全身状態の確認②基本的知識の構築③予防対策の3点を考えていく事によりリスクの軽減ができます。①については、栄養状態、麻痺、血液などの循環障害、皮膚の湿潤環境、浮腫などの確認をする事。②については、勉強会、研修会から知識を得る事③については、体位交換の方法、適切な介助用具の使用などについて考えています。褥瘡の予防には、多職種でのチームケアが大切になってきます。全職員で予防できるよう委員会を中心に確実に実践していきます。

《権利擁護委員会》

ご入居者の安全と権利を尊重する為、「身体拘束ゼロ」「虐待防止の呼びかけ」「接遇マナーの向上」について、ご入居者の権利擁護を第一に考え、職員への注意喚起、ポスター等を作成し、各職種がその専門性に基づいて適切な役割が果たせるように、またご入居者の尊厳と主体性を尊重した生活を守ることを目的に委員会活動を行ってまいります。

身体拘束

身体拘束廃止に向けての現状把握及び改善、身体拘束を実施せざる終えない場合の手続き、身体拘束を実施した場合の介助の方法等を検討するとともに、身体拘束の廃止に関する取り組み等を全職員へ周知してまいります。また、日常的にカンファレンスを行い、安易に身体拘束をしないよう検討します。

法的根拠、事例ディスカッションを通し施設内研修を行い「身体拘束ゼロ」を目指します。また、離床センサー使用者も月単位でモニタリングを行い必要性の確認をします。

虐待防止

虐待は、決してあってはならない行為です。しかし、悪意はなくても虐待が起きることはあり、自覚はなくても虐待していることもあります。そのことを理解した上で、ご入居者の尊厳と主体性を尊重した生活を守ることが重要です。

虐待を未然に防ぐため、委員会を中心に呼びかけを行い、ご入居者に対する虐待の発生予防から、ご入居者の尊厳が守られる安定した生活を送ることができるよう検討してまいります。また、職員やご家族の相談窓口としても機能してまいります。

年2回虐待防止のセルフチェックシート実施し虐待防止の意識付けを行ってまいります。
(人事考課シート記入時期)

接遇マナー

職員の言葉遣い・挨拶の改善を行っていく事を目的とし、職員に対して直接的指導、ポスター等を用いて接遇マナー向上の啓発を行ってまいります。また、職員の接遇マナー向上の為にアンケートを使用し職員のストレス度を把握する等、情報収集を行ない職場環境改善に取り組んでまいります。

《ショートステイ委員会》

ショートステイのご利用者はそれぞれ異なる暮らしをご自宅でされていらっしゃると思います。ご利用前にご本人、ご家族の意向を踏まえ、うえて援助目標、支援方針を立て「居宅サービス計画書」「個別支援計画書」を作成しご自宅での生活の延長、連動した介護サービスの提供に努めます。

①統一した介護方法の提供

- ・さくら短期サービスご利用時に、どのフロアをご利用頂いても個別支援計画書に基づいた同一のサービスを提供します。
- ・ご自宅での生活リズムを崩さないサービスの提供をします。

②施設内における他部署との連携を図ります。

- ・生活相談員、看護職員、介護職員との連携強化を図り、情報の共有認識をもち統一した支援の提供に努めます。

《食事支援ミーティング》

①全体

安全に美味しく、楽しくお食事を召し上がって頂く。

②目標達成のための具体的な取り組み

安全にお食事を召し上がって頂くために、食事支援に関する問題などを、管理栄養士・看護職員・介護職員・言語聴覚士などの多職種にて連携します。

ご入居者の状態変化に合わせて、随時、言語聴覚士の評価や月一回の歯科医師のミーラウンドによる評価を基に、食事提供内容の見直しを行います。また、必要に応じて嚥下内視鏡検査を受けて食事提供内容や、支援の工夫を検討します。

<2F>

安全

- ・嚥下の仕組みを理解する研修を実施し安全な食事支援に繋がります。
- ・「嚥下内視鏡検査」を活用し嚥下機能を適切に把握し、誤嚥の防止や嚥下能力に合った食事形態の提供を行います。

楽しみ

- ・お楽しみ昼食会を開催します。
- ・「ご入居者みんなの話し合い」を活用し食事に関する要望を聞き取り支援に繋がっていきます。

<3F>

安全

- ・ミーラウンド、嚥下内視鏡検査、言語聴覚士による評価を通してご入居者が安全に食べたい物が食べられる様に工夫をして提供します。

楽しみ

- ・お茶会、お楽しみ食事会等を行い、嗜好品を提供し食事への楽しみを持って頂ける様にしていきます。
- ・さくら話し合い等でご入居者より食事に関する要望を聞き取り支援に繋がっていきます。

<デイ>

- ・安全に食事を提供し、ご利用者一人ひとりにあった食事を提供します。また、必要に応じて受診や検査等を促していきます。
- ・「美味しく・楽しく」
選択食やおやつ作りをとおして、ご利用者に楽しんで頂けるよう努めていきます。

《研修プログラム》

予定月	支援	感染対策
4月	救急対応研修 (救急対応での役割分担、応急処置、病院搬送までの流れの確認、理解を深めます)	スタンダードプリコーション研修 (標準的に行う疾患非特異的な感染予防、対応)
5月	救急対応研修 (救急対応での役割分担、応急処置、病院搬送までの流れの確認、理解を深めます)	スタンダードプリコーション研修 (標準的に行う疾患非特異的な感染予防、対応)
6月	救急対応研修 (救急対応での役割分担、応急処置、病院搬送までの流れの確認、理解を深めます)	スタンダードプリコーション研修 (標準的に行う疾患非特異的な感染予防、対応)
7月	権利擁護研修 (認知症の正しい理解を深め権利侵害における身体拘束や虐待防止理解を深める。また、個人情報保護にも着眼します)	血液感染 (血液感染の正しい知識。対応方法の確認)
8月	権利擁護研修 (認知症の正しい理解を深め権利侵害における身体拘束や虐待防止理解を深める。また、個人情報保護にも着眼します)	血液感染 (血液感染の正しい知識。対応方法の確認)
9月	権利擁護研修 (認知症の正しい理解を深め権利侵害における身体拘束や虐待防止理解を深める。また、個人情報保護にも着眼します)	ノロウイルス (感染マニュアルを基本にノロウイルスの正しい理解、嘔吐処理対応、感染対応) ※嘔吐処理対応は実践確認を行います 感染症チェックリスト(全介護職員)
10月	法令遵守研修、接遇マナー (ミッションステートメント)	ノロウイルス (感染マニュアルを基本にノロウイルスの正しい理解、嘔吐処理対応、感染対応) ※嘔吐処理対応は実践確認を行います

予定月	支援	感染対策
11月	法令遵守研修、接遇マナー (ミッションステートメント)	ノロウイルス (感染マニュアルを基本にノロウイルスの正しい理解、嘔吐処理対応、感染対応) ※嘔吐処理対応は実践確認を行います
12月	法令遵守研修、接遇マナー (ミッションステートメント)	インフルエンザ (感染マニュアルを基本にインフルエンザの正しい理解。対応策の確認)
1月	リスクマネジメント研修 (事故及びヒヤリハット法人定義の確認とリスク因子の事例検討を行います)	インフルエンザ (感染マニュアルを基本にインフルエンザの正しい理解。対応策の確認)
2月	リスクマネジメント研修 (事故及びヒヤリハット法人定義の確認とリスク因子の事例検討を行います)	補足研修 課題となっている補足研修
3月	リスクマネジメント研修 (事故及びヒヤリハット法人定義の確認とリスク因子の事例検討を行います)	感染症チェックリスト(全介護職員) 課題となっている補足研修

《医療ケア研修》

「介護職員等によるたんの吸引等研修」 第三号研修(介護福祉士対象) 「東京都介護職員等によるたんの吸引等の実施のための研修」 不特定多数の者対象 不特定多数受講目標人数2名
--

予定月	医療ケア研修
4月	バイタル測定研修(定義) バイタル測定マニュアルを基本に定義を理解(血圧、脈拍、体温、呼吸、意識)
5月	バイタル測定研修(定義) バイタル測定マニュアルを基本に定義を理解(血圧、脈拍、体温、呼吸、意識)
6月	バイタル測定研修(定義) バイタル測定マニュアルを基本に定義を理解(血圧、脈拍、体温、呼吸、意識)
7月	バイタル測定研修(演習) (バイタル項目全てだが、特に血圧、脈拍を中心に演習を行います)

予定月	医療ケア研修
8月	バイタル測定研修（演習） （バイタル項目全てだが、特に血圧、脈拍を中心に演習を行います）
9月	バイタル測定研修（演習） （バイタル項目全てだが、特に血圧、脈拍を中心に演習を行います）
10月	経管栄養確認研修 ※医療研修内容に準ずる （医療研修でも振り返り、声かけ、手順、手技等の確認を行います）
11月	経管栄養確認研修 ※医療研修内容に準ずる （医療研修でも振り返り、声かけ、手順、手技等の確認を行います）
12月	経管栄養確認研修 ※医療研修内容に準ずる （医療研修でも振り返り、声かけ、手順、手技等の確認を行います）
1月	吸引確認研修 ※医療研修内容に準ずる （医療研修でも振り返り、声かけ、手順、手技等の確認を行います）
2月	吸引確認研修 ※医療研修内容に準ずる （医療研修でも振り返り、声かけ、手順、手技等の確認を行います）
3月	吸引確認研修 ※医療研修内容に準ずる （医療研修でも振り返り、声かけ、手順、手技等の確認を行います）

《平成27年度 さくら・かえで行事・活動予定表》

月	行 事 ・ 活 動	目 的 ・ 内 容
4月	お花見活動	近隣の公園を散歩されることで気分転換や桜をご覧となることで四季を感じていただく
5月	端午の節句活動 ご家族懇談会 一泊旅行（3F）	菖蒲湯（掛け湯）を実施し無病を祈願します。 また、端午節句へ向けたフロアの装飾を行います
7月	七夕活動	個別支援にて個々の願い事を書き笹の葉につるし祈願します
8月	納涼祭行事	夏の大イベントでもある夏祭りを全体行事、地域交流も含め行います
9月	敬老会行事 ご家族懇談会	ご長寿の皆様へ感謝として全体行事としてお祝いさせていただきます
10月	運動活動	運動月間として運動的プログラムを中心に活動企画をして行きます
12月	クリスマス会活動 餅つき行事	クリスマス活動はフロア装飾により華やか、楽しみある環境を行って行きます 餅つきは定例行事として行います
1月	初詣活動 新年会行事 ご家族懇談会	希望される方は近隣の神社に外出活動を行います。新年会では定例の獅子舞行事があります
2月	豆まき活動	皆様が一体となって鬼退治をして無病息災を願います。
3月	ひな祭り活動	制作活動、フロア装飾を始めとして華やかな活動とします
個別支援	さくら個別支援 かえで個別支援	さくら個別支援は随時30分～40分での個別支援を行います かえで個別支援は年間1.5日外出同行や身の回り支援等行います

- ・ 行事日程は暫定の期日を年間スケジュールに掲載していますが、フロアにより日程変更となる場合がありますので、担当フロアにお知らせください。また、行事、活動等はフロアに掲示してありますレクリエーションカレンダーに掲載致します。
- ・ 行事は2F、3F全体で行い、活動は各フロア単位で行います
- ・ 個別支援で職員費用、送迎は無料ですが飲食代は自己負担となります

平成27年度 特別養護老人ホームさくら・障害者支援施設かえで年間予定表

日	4月		5月		6月		7月		8月		9月		10月		11月		12月		1月		2月		3月	
	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
1	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
2	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
3	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
4	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
5	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
6	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
7	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
8	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
9	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
10	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
11	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
12	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
13	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
14	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
15	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
16	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
17	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
18	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
19	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
20	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
21	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
22	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
23	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
24	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日
25	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月
26	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火
27	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水
28	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木
29	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金
30	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土
31	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日	月	火	水	木	金	土	日

《障害者支援施設かえで》

[生活介護]

障害者支援施設かえでは、「利用者主体」の支援を目指し、ご利用者一人ひとりの個性を發揮し、充実した時間を過ごしていただくように努めていきます。利用の目的は、ご利用者一人ひとり異なりますが、相談しやすい環境作りに努め個々のニーズを少しでも多く汲み取り、活動や機能訓練に反映させていき、「自立した生活の足掛かり」になれるよう、支援を行っていきます。また、ご利用者一人ひとりが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていくことができるよう、地域福祉の拠点として、行政・社会福祉サービス関係機関と綿密に連携を取っていきます。又入所支援対象者への生活介護サービス提供について、より良いサービス提供体制の検討、改善に努めます。

具体的な目標として

- ①ご利用者の「利用目的」と「意欲や生活の質の向上」につながる支援を念頭に、生活介護計画書を作成し、計画に沿ったサービスを提供します。生活介護計画書は、障害福祉サービス受給者証の更新時期に合わせて作成を行い、6ヶ月に1度モニタリングを行い必要性に応じて見直しを行っていきます。計画書の更新時期には、面談を行い計画書の説明を行い、より良いサービスが提供できるようにしていきます。
- ②ご利用者との定期的な「話し合い」の場を通じて、ご利用者の意見を尊重した活動・レクリエーションを提供し、「利用者主体」・「自己決定」の実現を目指していきます。また、活動では、個別支援を念頭に置き、個々の能力に合わせて必要時には機能訓練科と連携しながら、充実した活動が提供できるよう努めます。個別支援の一環として個別外出を、また社会参加の一環として東京都障害者美術展に出展をし、入賞を目指していきます。
- ③機能訓練では、ご利用者・ご家族のニーズや目的をきちんと理解して、理学療法士・作業療法士・機能訓練指導員・看護師の指示のもと、機能訓練を行い身体状況の維持・向上を目指し支援を行っていきます。また、ご利用者の在宅生活に反映できるように、生活背景を理解しながら状態の変化に応じてプログラムの見直しを行います。
- ④プライバシーの保護として、生活場面における個人への配慮・周囲への配慮を忘れず、出来る限り同性介助を基本に支援を行います。
- ⑤食事の大切さを知っていただく為にも、食事前に「口腔体操」や食後の「口腔ケア」を継続して行います。
- ⑥生活介護の一体化に伴い通所、入所ご利用者へ公平なサービス提供体制が取れる様、他職種との連携を行い身体、精神面でも安心して利用して頂ける様体調面を考慮し、利用日の縮小や行事のマナー化防止等で参加の自由化に努めます。公共活動の案内用紙などの掲示も積極的に行い地域の活動に触れて頂ける機会を設けいくように努めます。

1. 食事・おやつ

食事を美味しく、楽しく、安全に召し上がっていただけるようご利用者の意見を尊重した献立の工夫を行います。ご利用者の身体状況に合わせ、ムース食や自助具など食器の工夫をし、より安全に食事ができるように努めます。

① 美味しく

利用者懇談会などとおし、ご利用者一人ひとりの意見をお聞きし、管理栄養士と連携して献立に反映ができるように努めていきます。また、季節に合わせた旬の食材の使用や、ムース食、代替食を活用し管理栄養士を中心に、献立の工夫を行います。

② 楽しく

主菜を選択する選択食やご利用者の目の前で行う盛り付けによって、「食事が楽しみ」と感じていただけるよう努めます。また、季節ごとに定期的におやつ作りの機会を設け、他者と交流しながら楽しくおやつの時間を過ごしていただけるよう環境作りに努めます。

② 安全に

咀嚼・嚥下が困難な方に対しては、食事形態の工夫をはじめ、関係機関や管理栄養士、機能訓練科と連携しながら対応をします。咽込み・誤嚥に注意し、ご利用者・ご家族と相談のもとご利用者一人ひとりに合った形態で食事を提供します。又食事前には、嚥下機能維持の為に口腔体操等を実施し、より安全性に配慮した食事提供が出来る様に努めます。

2. 入浴

ご利用者がゆったりと快適な入浴を楽しんでいただけるように対応します。

- ① 浴室の温度・湿度、湯温の調整をこまめに行います。また、出来る限りご利用者一人ひとりの要望を取り入れ、より快適な入浴に繋がる様心がけます。
- ② 安全な入浴介助を行うために、機械操作の安全確認を行ない、迅速な対応をします。また、ご利用者の身体状況に応じた入浴介助を行い、清潔保持に努めます。
- ③ 菖蒲湯と柚子湯の行事湯を年2回行います。視覚・嗅覚でも入浴を楽しんで頂ける空間作りを目指します。

3. 健康管理

現在の生活維持のため、介護職員、看護職員が他職種と連携し、健康管理を行います。

- ① 個々の生活状況を踏まえ、1日の活動が進められるよう健康状態を確かめ、個別性に配慮した対応をします。
- ② 体調不良時には、状態に合わせて迅速に対応し、必要に応じてかかりつけ医と連携を図っていくように努めます。
- ③ 面接時の情報を基に個々の健康状態を踏まえ、必要に応じ助言等を行います。また、受診等により、内服薬及び処置等、かかりつけ医からの指示があれば行います。

4. 環境整備

- ① ご利用者が、快適に過ごしていただけるように、環境美化に積極的に取り組んでいきます。また、ゆっくりと気持ちよく過ごしていただけるように環境作りに努めます。
- ② 活動スペースに四季折々の装飾をし、館内でも季節感を味わいながら過ごしていただく環境を作っていきます。

5. 送迎

- ① 安全第一に細心の注意をはらい、送迎中の事故がなく、ご利用者に安心して乗っていただける送迎を目指します。
- ② 送迎の際のご家族との交流の機会を大切にし、情報交換を積極的に行っていき、支援に反映していかれるように努めていきます。

6. 行事

行事の大小に問わず、季節感や伝統行事等を持ち寄ったものを提供できるよう努め、準備期間の段階から、ご利用者と一緒に作業を行い達成感や、充実感を味わって頂ける事を企画していきます。

7. 広報誌

- ① デイサービスの広報誌「ふうせんかすら」に行事写真などを活用して施設の活動の内容・様子を知らせていただき、充実した紙面にする事に努め、施設内及び外部に対し、施設の透明化・外部（近隣・各関連事業所）からの理解度を深める様な紙面作り・ご利用者に楽しんでいただける新聞作りを目指します。
- ② プライバシーに配慮しながら、デイサービスの活動や情報を広め、地域包括支援センターや各関係事業所などに配布し、広報活動を行います。

8. ボランティア・実習生（職場体験）

- ① 積極的にボランティアの受け入れをさせていただき、「開かれた施設」を目指し、地域住民の方々との交流する機会を作ります。
- ② ご利用者の個人情報に関するプライバシーの尊重や留意事項を徹底します。また、実習生の受け入れに対する基本方針や取り組みを明確にし、効果的な実習ができるように実習生と目標の摺りあわせを行い、計画的なプログラムを作成します。
- ③ 近隣の中学校や高等学校の職場体験や福祉系の大学や専門学校の実習生を、積極的に受け入れ、これからの福祉を担う人材育成に貢献していくよう努めていきます。

[相談支援]

相談支援の基本である「相手の立場になって考える」という姿勢を根本に、ご利用者やご家族の目線に常に立った相談支援を行い、ご利用者一人ひとりの声やサインを汲み取るよう努めていきます。

また、ニーズを早期発見し、在宅生活が無理なく送っていかれるよう、行政機関等の多職種と綿密な連携を取り、情報交換を図り「橋渡し役」となれるような支援を目指していきます。

具体的な目標として

- ① 多職種との連携強化をし、ご利用者一人ひとりのニーズを早期に発見できるように努めます。また、住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていかれるように、福祉事務所のケースワーカーをはじめとする、福祉サービス関係機関とのネットワークの構築に努めます。
- ② ご利用中に充実した時間を過ごしていただくために、ご家族をはじめとする関係機関と綿密な連携を取り、情報共有を図るとともに、職員が良好なケアを継続できるように、日々スタッフミーティングにて、意見交換を行い安定したサービスを提供できるように努めていきます。
- ③ ご家族や地域住民の方々に関わる機会を持ち、地域が抱える福祉ニーズを把握するよう努め、地域の中で支え合っていく仕組みの一つでも多く貢献ができるよう、介護者教室の開催や必要な情報の提供を図る等、地域福祉の拠点としての役割を果たすようにしていきます。
- ④ 情報の保護・共有については、「個人情報保護法」の趣旨を踏まえて、事業所で扱っている個人情報の利用目的や個人情報の保護に関することも明示し、保護の共有をします。また、開示請求に対する対応方法を明示し、個人情報の保護について「重要事項説明書」や「契約書」に明示し職員・実習生・ボランティアに周知します
- ⑤ 苦情の対応については、苦情窓口を設置し、速やかに解決すよう努めます。また、解決困難な場合は、関係機関と連携を取り、助言・指導を得て改善を行います。同様の苦情・事故が起こらないように苦情処理の内容を記録し、再発防止に努めサービスの質の向上に努めます。

《平成27年度 かえで（生活介護）行事・活動予定表》

月 日	行 事 名	目的・内容
5月11日～ 5月15日	利用者懇談会	前年度の活動報告及び今年度の行事予定を報告しご家族からの意見・要望を伺い活動に反映していく。
6月下旬	東京都障害者美術展 出展<制作開始>	通常の創作活動を通じて、ご利用者の作品を出展し、活動意欲を高めていただく。<出展8月>
7月20日～ 7月22日	夏祭り	夏祭りを通じてご利用者同士の交流を深める。
9月14日～ 9月18日	敬老会	65歳以上のご利用者を敬い長寿と一緒に祝う。
12月21日～ 12月22日	餅つき	日本の伝統の餅つきを楽しみ、力士を囲んで新年の準備をする。
12月23・ 24・25日	忘年会 クリスマス会	年末の行事をご利用者と一緒に祝う。
1月6日～ 1月8日	新年会	ご利用者・職員と一緒に新年を祝う。
2月2・3日	豆まき	ご利用者が一体となって鬼退治を行い邪気を払い、今年も良い年になるように願う。
随時	個別外出	ご利用者の希望に沿った個別外出や集団外出など時期に関わらず行う。<年1回>
随時	おやつ作り	通常の活動を通じて、おやつ作り等を行い、ご利用者同士で工夫を凝らしていただく。
随時	クラブ活動	運動・文化系の活動を小グループで実施して活動を通して交流を深める。
年2回	変わり湯	菖蒲湯・柚子湯の行事湯を趣向を凝らした入浴を楽しんでいただく。

平成27年度 障害者支援施設かえで（通所・生活介護）年間行事表

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 水	金	月	水	木	火	木	日	火	金	年末年始休業	火
2 木	土	火	木	金	水	金	月	水	土	節分	水
3 金	日	水	金	土	木	土	火	木	日	節分	木
4 土	月	木	土	日	金	日	水	金	月	営業開始	金
5 日	火	金	日	月	土	月	木	土	火	通常営業	土
6 月	水	土	月	火	日	火	金	日	水	新年会	日
7 火	木	日	火	水	月	水	土	月	木	新年会	月
8 水	金	月	水	木	火	木	日	火	金	マネジメント会議 相談支援部会	火
9 木	土	火	木	金	水	金	月	水	土	マネジメント会議 相談支援部会	水
10 金	日	水	金	土	木	土	火	木	日	月ロボック運動会	木
11 土	月	木	土	火	日	日	水	金	月	マネジメント会議 相談支援部会	金
12 日	火	金	日	水	土	月	木	土	火	マネジメント会議 相談支援部会	土
13 月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	日	日
14 火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	金	月
15 水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	かえで一体化会議	火
16 木	土	火	木	金	水	金	月	水	土	マネジメント会議 相談支援部会	水
17 金	日	水	金	土	木	土	火	木	日	マネジメント会議 相談支援部会	木
18 土	月	木	土	火	日	日	水	金	月	マネジメント会議 相談支援部会	金
19 日	火	金	日	水	土	月	木	土	火	マネジメント会議 相談支援部会	土
20 月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	マネジメント会議 相談支援部会	日
21 火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	マネジメント会議 相談支援部会	月
22 水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	マネジメント会議 相談支援部会	火
23 木	土	火	木	金	水	金	月	水	土	マネジメント会議 相談支援部会	水
24 金	日	水	金	土	木	土	火	木	日	マネジメント会議 相談支援部会	木
25 土	月	木	土	日	月	火	水	金	月	マネジメント会議 相談支援部会	金
26 日	火	金	日	水	土	木	日	火	金	マネジメント会議 相談支援部会	土
27 月	水	土	月	木	日	火	金	日	水	マネジメント会議 相談支援部会	日
28 火	木	日	火	金	月	水	土	月	木	マネジメント会議 相談支援部会	月
29 水	金	月	水	土	火	木	日	火	金	マネジメント会議 相談支援部会	火
30 木	土	火	木	日	水	金	月	水	土	マネジメント会議 相談支援部会	水
31 日	月	水	金	土	木	土	火	木	日	マネジメント会議 相談支援部会	木

※お花見の行事は、桜の開花時期により随時変更となります。

※外出行事は、個別外出となりますのでご利用者1名につき年度で1回を行います。

《デイサービスセンターさくら》

デイサービスセンターさくらは、ご利用者一人ひとりが住み慣れた地域でいつまでも安心して暮らしていられるように、ご利用者やご家族の目線に立ち、自立した生活に少しでも貢献ができるような支援を目指していきます。利用に当たって、「ご本人・ご家族に満足していただけるデイサービス」を合言葉に、ご利用者一人ひとりのニーズを少しでも汲み取れるよう努め、デイサービスでの利用が、充実した時間となっていけるよう、サービスの質の向上に努めます。

また、地域の社会資源として求められている役割を意識し、地域福祉の拠点として、近隣の保育園や小学校との交流や、地域住民の方々との交流を積極的に図っていき、地域とのつながりを大切にしていきます。

＜デイサービスセンターさくら＞（指定居宅サービス通所介護）

デイサービスセンターさくら・予防さくらは、利用者主体のデイサービスを目指し「デイサービスに来ると楽しい」と感じていただけるように、活動内容の充実と実践に向けて努力していきます。また、いつまでも在宅で生活を送ることが出来るように、ご利用者が持っている能力を最大限引き出せるような支援を目指していきます。

具体的な目標として

- ① 創作活動やレクリエーションでは、ご利用者からの要望を出来る限り反映し、以前からの趣味等を生かした活動を取り入れ、意欲の向上を図れるよう支援していきます。また、レクリエーションや活動を通してご利用者一人ひとりが、より良い関係を築いていけるよう働きかけていきます。
- ② 心身ともに気分転換を図っていただくために、季節に合った創作活動の提供や、春のお花見ドライブ、秋の外出等で季節を感じていただけるような活動を提供していきます。また、新しい音楽体操を定期的に取り入れ、楽しみながら体を動かせる機会を作っていきます。
- ③ ご利用中の会話だけではなく、表情・しぐさ等の小さな変化を通して様子を把握し、ご利用者・ご家族の抱えている問題や希望等も、ご本人やご家族の立場になって考え、対応していくように心掛けます。ご利用者に対して、尊敬の念を忘れず言葉かけや接し方には十分配慮して、失礼のないようにしていきます。
- ④ 日常の支援では、ご利用者のプライバシーに配慮した支援を行います。特に入浴・排泄の際には、ご利用者の羞恥心に配慮した支援を行っていきます。
- ⑤ 担当ケアマネージャーとの連携を強化し、居宅サービス計画書を基に通所介護計画を作成していき、通所介護計画書に沿った支援内容を実施していきます。また、デイサービスを利用していただく中で、ご利用者の状態の変化やサービス内容に変更がある場合は、計画書の見直しを随時行っていきます。

＜デイルームさくら＞（指定地域密着型サービス認知症対応型通所介護）

デイルームさくらは、自立した在宅生活を送る事が出来る様にご利用者の持っている能力を最大限に引き出すような支援を目指していきます。また、ご利用者一人一人との関わりを大切に、「その人らしさ」を十分に発揮でき、充実した時間を過ごして頂ける環境を提供して認知症の進行の予防に努めていきます。

具体的な目標として

- ① 創作活動では、季節を感じていただけるような創作を行いご利用者一人ひとりが協力し合い、共に作り上げていく中での達成感や充実感を感じていただけるように支援をしていきます。また、レクリエーションでは、季節に合った活動やドライブ、散歩等を行い、心身ともにリフレッシュしていただけるように支援をしていきます。
- ② ご利用者一人ひとりが、その人らしく、個性を発揮して充実した時間を過ごしていただくよう、家族や関係機関と積極的に情報交換を行っていきます。また、個性を尊重し個別性を重視した支援を目指していきます。
- ③ 日々の小さな変化や表情・しぐさ等に着目し、ニーズを早期に汲み取れるように努めていきます。在宅生活が無理なく送っていただけるように関係機関と連携していきます。
- ④ 日常の支援では、ご利用者のプライバシーに配慮した支援を行います。特に入浴の際や排泄の際には、ご利用者の羞恥心に配慮した支援を行っていきます。
- ⑤ 担当ケアマネジャーとの連携を強化し、居宅サービス計画書を基に通所介護計画を作成していき、通所介護計画書に沿った支援内容を実施していきます。また、デイサービスを利用していただく中で、ご利用者の状態の変化やサービス内容に変更がある場合は、計画書の見直しを随時行っていきます。

<共通項目>

1. 貯筋体操・口腔体操について

日常生活動作に役立つ「貯筋体操」をはじめとし、ご利用者の状態に合わせた音楽体操や体操リハビリの要素を盛り込んだゴムバンドの対応等の運動を行い、楽しみながら身体能力・生活能力の維持向上に繋がる機会を提供します。

- ① 介護予防運動として「運動器の機能向上」や「個別機能訓練」に取り組み、ご利用者の機能維持や筋力低下防止のため「貯筋体操」を継続して行います。
- ② 嚥下状態の改善のために「口腔体操」や「食事後の歯磨き」を継続して行います。

2. 食事・おやつ

食事を美味しく、楽しく、安全に召し上がっていただけるようご利用者の意見を尊重した献立の工夫を行います。ご利用者の身体状況に合わせ、ムース食や自助具など食器の工夫をし、より安全に食事ができるように努めます。

① 美味しく

利用者懇談会など、ご利用者一人ひとりの意見をお聞きし、管理栄養士と連携して献立に反映ができるように努めていきます。また、季節に合わせた旬の食材の使用や、ムース食、代替食を活用し管理栄養士を中心に、献立の工夫を行います。

② 楽しく

主菜を選択する選択食やご利用者の目の前で行う盛り付けによって、「食事が楽しみ」と感じていただけるよう努めます。また、季節ごとに定期的におやつ作りの機会を設け、他者と交流しながら楽しくおやつの時間を過ごしていただけるよう環境作りに努めます。

③ 安全に

咀嚼・嚥下が困難な方に対しては、ムース食の提供をはじめ、担当のケアマネージャーや管理栄養士、機能訓練科と連携しながら、咽込み、誤嚥に注意し、ご利用者・ご家族と相談のもとご利用者一人ひとりに合った形態で食事を提供します。

3. 入浴

ご利用者がゆったりと快適な入浴を楽しんでいただけるように対応します。

- ① 浴室の温度・湿度、湯温の調整をこまめに行います。また、出来る限り利用者一人ひとりの要望を取り入れ、今まで以上に満足していただけるよう努めます。
- ② 安全な入浴介助を行うために、機械操作の安全確認を行ない、迅速な対応をします。また、ご利用者の身体状況に応じた入浴介助を行い、清潔保持に努めます。
- ③ 菖蒲湯と柚子湯の行事湯を年 2 回行います。また、入浴が気分転換となるようにリラックスできる空間作りを目指します。

4. 健康管理

現在の生活維持のため、介護職員、看護職員が他職種と連携し、健康管理を行います。

- ① 個々の生活状況を踏まえ、1日の活動が進められるよう健康状態を確かめ、個別性に配慮した対応をします。
- ② 体調不良時には、状態に合わせて迅速に対応し、必要に応じてかかりつけ医と連携を図っていくように努めます。
- ③ 面接時の情報を基に個々の健康状態を踏まえ、必要に応じ助言等を行います。また、受診等により、内服薬及び処置等、かかりつけ医からの指示があれば行います。

5. 環境整備

- ① 環境美化を行う事で、より快適にご利用者に過ごして頂ける空間や環境づくりを心がけます。
- ② 活動場所・廊下等、ご利用者が季節感を味わいながら他利用者との歓談が出来る環境づくりを心がけます。
- ③ エコ環境への取り組みとして、南向きの窓を有効活用して冬場のエアコン使用時間短縮・温度調整を行い、快適で効率の良い環境作りをします。

6. 送迎

- ① ご利用者に安心して乗って頂けるように、安全を最優先し事故のないように送迎を行います。
- ② ご家族との交流・情報交換の場として送迎を活用し、支援に繋がっていきます。

7. 行事

時節に合った行事を企画・立案しご利用者の皆様が、季節を感じながら楽しんで通所できるように支援していきます。また、準備だけではなく外出先の場所などもお伺いし企画段階から参加して頂けるように取り組んでいきます。

8. 広報誌

- ① 施設の活動の内容や様子を多くの方達に知って頂く為、行事写真などを活用して誌面を充実させ、楽しんでいただける広報誌作りを行います。又、施設の透明化・外部（近隣・各関連事業所）からの理解度を深める様な誌面作りを心掛けます。
- ② プライバシーに配慮しながら、デイサービスの活動や情報を広め、地域包括支援センターや各関係事業所などに配布し広報活動を行っていきます。

9. ボランティア・実習生（職場体験）

- ① 実習生の受け入れに関し効果的な実習ができるように目標やプログラムを作成し、かつ利用者の個人情報などプライバシーの尊重や留意事項を徹底していきます。
- ② 近隣の学校からの職場体験や福祉系大学・専門学校の実習生を、積極的に受け入れ人材育成に貢献していくよう努めます。

<相談支援>

相談支援の基本である「相手の立場になって考える」という姿勢を根本に、ご利用者やご家族の目線に常に立った相談支援を行い、ご利用者やご家族のニーズを汲み取れるよう努めていきます。また、在宅生活が無理なく送ってかれるよう、関係機関との連携を取り支援をしていきます。

具体的な目標として

- ① 利用中に充実した時間を過ごしていただくために、ご家族をはじめとする関係機関と綿密な連携を取り、情報共有を図るとともに、職員が良好なケアを継続できるように、日々スタッフミーティングにて、意見交換を行い安定したサービスを提供できるように努めます。
- ② ご家族や地域住民の方々と関わる機会を持ち、地域が抱える福祉ニーズを把握するよう努め、地域の中での支え合っていく仕組みに多く貢献ができるよう、地域福祉の拠点として、「家族会」の開催など、事業者としての役割を果たすようにしていきます。
- ③ 情報の保護・共有については、「個人情報保護法」の趣旨に踏まえて、事業所で扱っている個人情報の利用目的や個人情報の保護に関することも明示し、保護の共有をします。また、開示請求に対する対応方法を明示し、個人情報の保護について「重要事項説明書」や「契約書」に明示し職員・実習生・ボランティアに周知します
- ④ 苦情の対応については、苦情窓口を設置し、速やかに解決すよう努めます。また、解決困難な場合は、関係機関と連携を取り、助言・指導を得て改善を行います。同様の苦情・事故が起こらないように苦情処理の内容を記録し、再発防止に努めサービスの質の向上に努めます。

《平成27年度デイサービスセンターさくら行事・活動予定表》

月 日	行 事 名	目的・内容
5月11日～ 5月15日	利用者懇談会	前年度の活動報告及び今年度の行事予定を報告しご利用者からの意見・要望を伺い活動に反映していく。
7月20日～ 7月22日	夏祭り	夏祭りを通じて利用者同士の交流を深める。昔を思い出して楽しんでいただく。
9月14日～ 9月18日	敬老会	65歳以上の利用者を敬う。
10月5日～ 10月9日	センター外出	外食や買い物・季節の移り変わりを肌で感じていただき気分転換する機会をもつ。
11月9日～ 11月13日	ルーム外出	外食や買い物・季節の移り変わりを肌で感じていただき気分転換する機会をもつ。
12月21日～ 12月22日	餅つき	日本の伝統である餅つきを、力士を囲んで新年の準備をする。
12月23・ 24・25日	忘年会 クリスマス会	年末の行事をご利用者と一緒に祝う。
1月6日～ 1月8日	新年会	ご利用者・職員と一緒に新年を祝う。また、日本の伝統を体験する。
2月2・3日	豆まき	ご利用者が一体となって鬼退治をして邪気を払い、今年も良い年になるように願う。
随時	おやつ作り	通常の活動を通じておやつ作りを行い、ご利用者同士で工夫を凝らしていただく。
年2回	変わり湯	菖蒲湯・柚子湯の行事湯の趣向をこらした入浴を楽しんでいただく。

平成27年度 ティサービスセンターさくら・ティルムさくら年間行事表

4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月
1 水	お花見	金	水	土	火	木	日	火	金	月	火
2 木	お花見	土	木	日	水	金	月	水	土	火	水
3 金	お花見	日	金	月	木	土	火	木	日	水	木
4 土	葛蒲湯	月	土	火	金	日	水	金	月	木	金
5 日	葛蒲湯	火	日	水	土	月	木	土	火	金	土
6 月		土	月	木	日	火	水	日	水	土	日
7 火	マネジメント会議	木	火	金	月	水	土	月	木	日	月
8 水	相談部会	金	水	土	火	木	日	火	金	月	火
9 木		土	木	日	水	金	月	水	土	火	水
10 金		日	金	月	木	土	火	木	日	水	木
11 土	利用者懇談会	月	土	火	金	日	水	金	月	木	金
12 日	利用者懇談会	火	日	水	土	月	火	土	火	金	土
13 月	利用者懇談会	水	月	木	日	火	水	日	水	土	日
14 火	権利保護委員会	木	火	金	月	水	土	月	木	日	月
15 水	権利保護委員会	金	水	土	火	木	日	火	金	月	火
16 木	感熱対策委員会	土	木	日	水	金	月	水	土	火	水
17 金		日	金	月	木	土	火	木	日	水	木
18 土		月	土	火	金	日	水	金	月	土	金
19 日		火	日	水	土	月	火	土	火	金	土
20 月	運営会議	水	月	木	日	火	水	日	水	土	日
21 火	運営会議	木	火	金	月	水	土	月	木	日	月
22 水		金	水	土	火	木	日	火	金	月	火
23 木		土	木	日	水	金	月	水	土	火	水
24 金		日	金	月	木	土	火	木	日	水	木
25 土		月	土	火	金	日	水	金	月	木	金
26 日		火	日	水	土	月	火	土	火	金	土
27 月		水	月	木	日	火	水	日	水	土	日
28 火		木	火	金	月	水	土	月	木	日	月
29 水		金	水	土	火	木	日	火	金	月	火
30 木		土	木	日	水	金	月	水	土	火	水
31		日	金	月	土	火	日	木	日	金	木

※お花見の行事は、桜の開花時期により随時変更となります。

※外出行事は、気候により日程変更する事があります。

《デイサービスセンターさくら居宅介護支援事業所》

平成27年度、高齢者ができるかぎり住み慣れた地域で尊厳を持って自分らしい生活を送れるよう医療・介護・予防・住まい・生活支援が包括的に確保される「地域包括ケアシステム」の構築を実現していくため介護保険が改正されました。将来、中重度の認知症高齢者になっても「住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるようにする」という地域包括ケアシステムの趣旨に基づいて取り組んでいきます。

1. 運営の基本方針

- ① ご利用者が健全で、安らかな生活が営めるように、ご利用者の自主性を尊重すると共に、ご家族の意見も充分に取り入れた良質なサービスを提供します。
- ② ご利用者や地域に対して、必要な介護情報を提供します。
- ③ ご利用者の自立した生活や社会参加を支援します。

2. アセスメントについて

居宅サービスガイドライン（東社協方式）を採択しています。この方式は、身体の状態から必要とされている課題を身体機能状況・精神心理的状況・社会環境的状況の3側面を理解した上で、生活像と生活ニーズを浮き彫りにすることを最大の力点としています。総合的な視野をもって生活全般の支援が行えるよう居宅サービス計画の作成を行います。

3. 居宅サービス計画作成について

- ① ご利用者およびご家族と面接をしてご利用者について、その有する能力やその置かれている環境等の評価を通じてご利用者が現に抱える問題を明らかにし、自立した日常生活を営むことができるように支援する上で解決すべき課題を把握します。
- ② 居宅サービス計画の作成にあたっては、ご利用者・ご家族と一緒に目標を持った生活を考え、ご自身の持つ能力や意欲を引き出し、ご家族・社会資源・介護保険制度等を活用することにより、その人らしい生活を支援する計画とすることに努めます。
- ③ 当該地域における指定居宅サービス事業者等に関するサービスの内容、利用料等の情報を適正にご利用者およびご家族に提供し、サービスの選択を求めます。
- ④ 提供されるサービスの目標、その達成時期、サービスを提供する上での留意点を盛り込んだ居宅サービス計画の原案を作成します。
- ⑤ 居宅サービスの原案に位置付けた指定居宅サービス等について、保険給付の対象の有無をご家族に説明し、ご利用者から文書による同意を受けます。
- ⑥ その他居宅サービス計画作成に関する必要な支援を行います。

4. サービスの実施にあたって

- ① ご利用者およびご家族と毎月連絡を取り、経過の把握に努めます。
- ② 居宅サービス計画の目標に沿ってサービスが提供されるよう、指定居宅サービス事業

者等との連絡調整を行います。

- ③ ご利用者の状態について定期的に再評価を行い、状態の変化等に応じて居宅サービス計画変更などの必要な対応をします。

5. モニタリングの頻度

1ヶ月に1回、実施状況の把握の結果を記録します。ケアプランに位置付けた目標を、どの程度達成できているか、変更の必要がないかを常に見直してケアプランへ反映させていきます。

6. サービス担当者会議について

新規認定や更新認定など居宅サービス計画原案を確定する際、ならびにご利用者の心身状況の変化や環境の変化によって計画変更の必要性がある時には、サービス担当者会議を開催します。関係するサービス事業者と話し合いの場を持ち、ご利用者自身を含めたケアチーム全員で共通認識を持ち、効果的な支援の提供ができるようにします。

7. 給付管理について

居宅サービス計画後、その内容に基づき毎月給付管理票を作成し、東京都国民健康保険団体連合会に提出します。

8. プライバシーの保護について

職務上知り得たご利用者またはご家族の秘密を保持します。情報を取り扱う際は、個人情報保護法および足立邦栄会プライバシーポリシーに基づき、ご利用者・ご家族の許可を得てから行います。

9. 情報提供について

介護サービス情報の公表を行っています。ご利用者が介護サービスを利用する際に、必要とされる情報を公表し、ご利用者やご家族が公正にサービスの選択ができるように、一定の機関や事業所に偏ることなく、地域の介護サービス事業所の情報を提供します。また、ご利用者の求めに応じて、サービス提供記録を開示します。

10. 苦情処理について

苦情窓口を設置し、苦情内容を確認するとともに、今後の対応や予定を説明し了承を得て、速やかに改善を実施し、改善状況を確認します。解決困難な場合は保険者または足立区基幹地域包括支援センターに連絡し、助言・指導を得て改善を行います。また、解決しない場合は保険者と協議し、国保連への連絡も検討します。同様の苦情・事故が起こらないよう苦情処理の内容を記録し、再発防止に努めサービスの質の向上に努めます。

11. 研修について

資質向上のために内部・外部の研修に積極的に参加します。

居宅介護支援部会に参加しており、法制度の改正内容や足立区（自治体）の方針等の情報を把握するように努めます。

12. 地域との連携について

地域包括支援センターをはじめ、介護保険関係機関や事業所との連携を密にしていきます。介護保険制度だけではなくご利用者を取り巻く環境は、多岐にわたります。その他の制度や医療機関、福祉など多職種とも連携を密にとり、ご利用者やご家族を支援します。

MEMO

